

第二次可児市都市計画マスタープランの改訂について

1. 主旨

(仮称) 可児御嵩インターチェンジ工業団地事業に即した用途指定を行うため、本市の基本的な都市計画を定めた「可児市都市計画マスタープラン」を改訂します。

2. 改定の経緯

広見東部地域は、人と自然が調和した暮らしやすいまちを目指し、無秩序な乱開発を防止する観点から、土地利用の方針を定め、建築の用途、高さ、建築物の色彩などを制限する「広見東部地域のまちづくりルール」が定められ、「広見東まちづくり協議会」を発足させルールの運用を行うなど、地域住民がまちづくりに対して積極的に活動をしてきた地域です。

今回の該当地は、平成 17 年に東海環状自動車道東回りや国道 21 号バイパスが開通したことによる地域の利便性向上と活性化が期待される中、平成 24 年頃より民間大型商業施設の出店計画が地域と共に進んでいましたが、最終的には断念という結果となりました。

その後、地域は該当地の有効的土地利用を市に相談し、市はこれを受け、県と連携し土地利用の可能性調査を実施し工業系都市的土地利用の提案を行いました。

地域は、その提案に対して意向調査を実施し、平成 30 年度に該当地を工業団地として開発することを正式に市に要望し、令和 2 年度に市の最重点施策として事業化され現在に至っています。

これらに対する市の都市計画の動きは、令和 2 年度に岐阜県が、可児都市計画区域マスタープランの策定において、用途無指定である該当地に対して、将来的に「優先的かつ計画的に市街化(用途地域指定)を図るべき区域」として新たに位置づけ、具体的には、工業団地としての工業系の土地利用を検討する箇所として決定したところです。

今回の第二次可児市都市計画マスタープランの改訂は、この可児都市計画区域マスタープランの決定を受け改訂するものです。

3. 改訂内容

第二次可児市都市計画マスタープラン (H28 策定、目標年次 H38) における当該地の土地利用方針で「商業系」に位置付けられたものを「工業系」に改訂します。

※改訂箇所：(仮称) 可児御嵩インターチェンジ工業団地に関する箇所のみとし、施設名称や年度表示、その他の内容については、次期策定(改訂)において見直します。

可児都市計画区域マスタープラン抜粋 (岐阜県決定 R2 策定 目標年次 R12)

4 主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(3)工業系

- ・可児御嵩インターチェンジや幹線道路の交通利便性を活かし、周辺の緑地や住環境との調和にも留意しながら、専門性の高い工業地としての土地利用を図ります。

【優先的かつ計画的に市街化(用途地域指定)を図るべき区域】

区 域	方 針
広見東地区	可児御嵩インターチェンジ周辺という広域的な交通利便性を活用し、区域全体の活力向上を図るため、新たな工業地として位置付け、工業系の土地利用を検討

4. マスタープラン改訂箇所について

別紙 「新旧対照表」、「第二次可児市都市計画マスタープラン 改訂(案)」を参照